




尾三消防組合議会議事録 令和2年10月定例会

議長	書記長	書記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場		書記長 廣瀬敏文	
会期	自 令和2年10月16日 至 令和2年10月16日		1日間	
出席議員数	議員定数15名			
出席議員	1 番 議 員	加 藤 啓 二	2 番 議 員	門 原 武 志
	3 番 議 員	比 嘉 浩 二	4 番 議 員	加 藤 孝 久
	5 番 議 員	福 安 金 之 助	6 番 議 員	渡 邊 郁 夫
	7 番 議 員	一 色 美 智 子	8 番 議 員	近 藤 郁 子
	9 番 議 員	ふ じ え 真 理 子	10 番 議 員	岡 崎 つ よ し
	11 番 議 員	な か じ ま 和 代	12 番 議 員	山 田 け ん た ろ う
	13 番 議 員	大 橋 ゆ う す け	14 番 議 員	山 根 み ち よ
	15 番 議 員	武 田 治 敏		
欠席議員	なし			
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者	井 俣 憲 治	副 管 理 者	小 野 田 賢 治
	副 管 理 者	小 浮 正 典	副 管 理 者	吉 田 一 平
	副 管 理 者	近 藤 裕 貴	事 務 局 長	島 田 茂 樹
	消 防 長	伊 豆 原 正 人	次 長 兼 予 防 課 長	山 田 孝 明
	次 長 兼 消 防 課 長	酒 井 雄 二	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博
	次 長 兼 日 進 消 防 署 長	村 瀬 元 康	会 計 管 理 者	近 藤 秀 美
	総 務 課 長	近 藤 恒 明	総 務 課 専 門 監	村 瀬 昭 二
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	特別消防隊長	高 橋 雄 介	総務課課長補佐	浅 井 紳 一 郎
	総務課主幹	川 上 良 樹	総務課課長補佐	高 村 篤 志
職務のため出席した者の職・氏名	書 記 長	廣 瀬 敏 文		
	書 記	白 木 誠		
会議録署名議員	11 番 議 員	な か じ ま 和 代	12 番 議 員	山 田 け ん た ろ う

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議 案 名	結果
議案第8号	令和元年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	原 案 可 決
議案第9号	尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第10号	令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）	原 案 可 決

令和2年10月定例会議事録

下記議案議決のため、令和2年10月16日午前10時から尾三消防組合議会定例会が尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第2 管理者あいさつ
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報告第2号
専決処分事項の報告について
- 日程第7 議案第8号
令和元年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第9号
尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号
令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 管理者あいさつ

出席議員（15名）

1 番 議 員	加藤啓二議員	2 番 議 員	門原武志議員
3 番 議 員	比嘉浩二議員	4 番 議 員	加藤孝久議員
5 番 議 員	福安金之助議員	6 番 議 員	渡邊郁夫議員
7 番 議 員	一色美智子議員	8 番 議 員	近藤郁子議員
9 番 議 員	ふじえ真理子議員	10 番 議 員	岡崎つよし議員
11 番 議 員	なかじま和代議員	12 番 議 員	山田けんたろう議員
13 番 議 員	大橋ゆうすけ議員	14 番 議 員	山根みちよ議員
15 番 議 員	武田治敏議員		

説明のために出席した者の職・氏名（15人）

管 理 者	井俣憲治君	副 管 理 者	小野田賢治君
副 管 理 者	小浮正典君	副 管 理 者	吉田一平君
副 管 理 者	近藤裕貴君	事 務 局 長	島田茂樹君
消 防 長	伊豆原正人君	次長兼予防課長	山田孝明君
次長兼消防課長	酒井雄二君	次長兼指令課長	宮家美博君
次長兼日進消防署長	村瀬元康君	会 計 管 理 者	近藤秀美君
総 務 課 長	近藤恒明君	総務課専門監	村瀬昭二君
特別消防隊長	高橋雄介君		

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総務課主幹	川上良樹君
総務課課長補佐	浅井紳一郎君
総務課課長補佐	高村篤志君

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	廣瀬敏文君
書 記	白木 誠君

(開会 午前 10 時)

●書記長 (廣瀬敏文)

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼。ご着席下さい。

議長開会あいさつ。

◎議長 (武田治敏)

令和 2 年 10 月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出されておりますのは、専決処分事項の報告の他、議案第 8 号から議案第 10 号の 3 議案であります。

議員の皆さま方には、提出されました議案を慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

◎議長 (武田治敏)

現在の出席議員数は 15 名です。

よって、令和 2 年 10 月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

監査委員より、令和 2 年 4 月分から 7 月分までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第 1、議会運営委員会委員長報告。

議会運営委員会委員長、5 番福安金之助議員。

◇議会運営委員会委員長 (福安金之助)

5 番福安金之助。

本日、開催いたしました議会運営委員会の審議の結果について報告をいたします。

本委員会は、委員 5 名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席の下開催しました。

協議事項は、令和 2 年 10 月尾三消防組合議会定例会についてでございます。

定例会の会期は、本日、令和 2 年 10 月 16 日、1 日とすること。また、会議録署名議員は、議長から指名することとし、議事日程のとおり、一般質問、提出議案の説明、議案質疑の答弁、採決を行い、最後に管理者のあいさつをいただき、閉会と

することで、委員会は終了いたしました。

以上でございます。

◎議 長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第2、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに、令和2年10月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員並びに関係諸氏の皆さま方におかれましては、新型コロナウイルス感染症に十分な警戒が必要な折にご参集を賜り、心より御礼申し上げます。

また、管内住民の皆さま、傍聴の皆さまにおかれましては、平素より尾三消防組合消防行政に深いご理解とご協力を賜りまして、心より御礼を申し上げます。組合議員の皆さまにおかれましては、尾三消防組合の発展のため、適切なご指導とご協力をいただけますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、今回の定例会における提出議案は、専決処分事項の報告の他、決算認定を含めまして3議案でございます。

令和元年度の歳入歳出決算につきましては、事業実績と執行内容をお手元の決算並びに主要施策報告書にまとめさせていただきました。

また、過日、監査委員の審査をいただきまして、本日上程をさせていただいたのでございます。

詳細につきましては、会計管理者以下、担当から説明をさせていただきますので、慎重審議を賜わり、原案どおり議決いただきますようお願いを申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎議 長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から、11番なかじま和代議員、12番山田けんたろう議員、以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

◎議 長（武田治敏）

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

◇各議員

異議なし。

◎議 長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

◎議 長（武田治敏）

日程第 5、一般質問を行います。

お諮りします。質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議 長（武田治敏）

それでは、通告受付順により、発言を許します。

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

2 番、門原武志。

それでは通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

今回、新型コロナウイルス感染症について取り上げさせていただきます。感染者の搬送についてでありますけれども、これは新型コロナウイルス感染症に係る対応について、保健所が対応するという事になってはいますが、消防で対応しなければいけないという場合もあるかと思えます。

その中の 2 つについてお伺いしますが、まず一つ考えられることとして、保健所では対応できないため救急搬送した事案があれば、内容と経過について説明していただきたいということ。もう一つは、搬送した人が実は新型コロナウイルス感染者だったと後で分かったという事案があれば、内容と経過について説明してください。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の、門原武志議員の質問に対する答弁者。
伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。

新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、保健所の業務とされており、当消防本部では、119番受信時及び現場におきまして、新型コロナウイルス感染症に係るキーワードを聴取し、感染が疑われる場合は、管轄の保健所に連絡をして対応を引き継ぐこととしております。

しかしながら、保健所が対応困難な場合や緊急性が高い場合につきましては、消防が対応することとなります。現在までに新型コロナウイルス感染者を7名搬送しております。その内、119番受信時に感染者であることが確認できたのが5名、全て保健所では対応が困難なため、保健所からの依頼により救急搬送したものです。この5名につきましては、今年度ご寄附をいただきました陰圧式のカプセル型搬送資機材を使用して搬送いたしました。他の2名につきましては、搬送後に感染者であることが判明したもので、通常の感染防止対策により対応しております。

なお、感染防止ジャンパー、手袋、高性能マスク及びゴーグルを着用するなどして感染防止対策を徹底することにより、現在まで職員に感染者は発生しておりません。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

これまで7名の搬送事案があったということで、大変な緊張を強いられる中、無事に業務を遂行されたことについて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

次の質問にまいります。発熱など重い症状がある人についてです。愛知県のホームページを見ましたらこのようなことが書いてあります。新型コロナウイルス感染症が心配なとき、次の症状のある方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある、重症化しやすい方等で、発熱や咳などに比較的軽い風邪の症状がある。

こういったことが書いてありますが、この事例に当てはまる人について、本人または周囲の人が、命や健康に関わると考え、帰国者・接触者センターに連絡せず119番通報することは適切か。私は命に関わることは、何をおいても119番すべきだと考えております。そして併せて、消防本部としてはどのように啓発するのかということもお答えください。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長(伊豆原正人)

消防長、伊豆原。

先ほどご説明いたしましたとおり、保健所が対応困難な場合や緊急性が高い場合につきましては、消防が対応することとなりますので、救急車による搬送が必要と判断されれば、119番通報していただきたいと思います。現在、ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信しております。今後につきましても、管内住民の安心につながる情報を随時掲載してまいります。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

ホームページを拝見しましたら、隊員が防護服を着ている場合でも、必ずしも新型コロナウイルス感染症の対応とは限らないので、その点ご理解いただきたいという啓発がありました。いろいろな噂話が飛んでまずいことにならないように、そのような啓発もしておられる。

そして、まだ国の方針が変わるかもしれません。ひょっとして、かかりつけ医に相談してくださいというようなことを啓発してくるかもしれません。それを真面目に受けた方が、自分は我慢できないがコロナかもしれないと119番をためらう。そういった、命に関わることは間違ってもあってはならないと考えております。

今、そのような考えでおられると、消防長の答弁から確認することができました。これからもどうかよろしく願いいたします。

一般質問を終わります。

◎議 長（武田治敏）

次に14番、山根みちよ議員。

◇山根みちよ議員

14番、山根みちよ。

門原議員に続いて、新型コロナウイルス感染症対策について一般質問をいたします。一括方式で質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず、一つ目は、愛知県の緊急事態宣言の指定日、4月10日から5月26日の間に、尾三消防本部ではどのような方針で仕事に向き合われたのか教えてください。また、コロナ後、業務方針等で変化したことはあるでしょうか。二つ目は、今後、ウィズコロナの事態が続くことが想定されます。予算の計上などの観点で、どのような手法を考えているか。以上、2点お願いいたします。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の、山根みちよ議員の質問に対する答弁者。
伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。

当消防本部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症警戒対策本部を設置し、現在まで、21回の対策会議を実施しております。会議では、職員が感染した場合の対応とその時の人員確保の方法や、職場内における感染防止対策等の組織方針について協議をいたしました。

緊急事態宣言発令後は、感染をしない、感染をさせないことを基本方針とし、現場活動及び執務中における感染防止対策を徹底するとともに、各種イベント、救命講習及び訓練等は規模を縮小もしくは中止としました。また、毎日勤務者にあつては、在宅勤務を取り入れるなど感染防止対策を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響による業務方針等に変化はございません。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止ジャンパー、高性能マスク、手袋及び消毒薬などの資器材確保に大変苦慮いたしました。来年度以降につきましては、この経験を踏まえて当分の間の活動に対応できる感染防止資器材を確保することを第一目標とし、消費と補充のバランスを調整するローリングストック方式により管理していく方針でございます。

◎議 長（武田治敏）

14番、山根みちよ議員。

◇山根みちよ議員

それでは、再質問を2つさせていただきます。一つ目は、毎日勤務者にはリモートなど出勤抑制をし、感染防止を図ったとおっしゃいました。しかしながら、分散出勤や在宅勤務ができない、直接現場対応にあたる職員が心身の健康を害することがないように適切なケアはどのように図られたのでしょうか。

二つ目は、感染防護のための資器材確保が難しいとおっしゃいました。今後も努力されなければならないところなのですが、10月の時点において、消防本部の感染防止ジャンパーやサージカルマスク等の感染防止資器材の確保状況を教えてください。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長(酒井雄二)

次長兼消防課長、酒井。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の初期段階から、感染防止資器材の納入が厳しい状況となりました。特にサージカルマスクにつきましては、在庫が無くなり現場活動に大きな影響が出る恐れがございましたので、約2カ月間再利用を余儀なくされました。しかし、多方面にわたる業態の業者との連絡を密にすることによりまして、サージカルマスクを確保することができ、現場で対応いたします職員の負担を軽減することができました。

また、職員が感染症に対する正しい知識を再確認し、職員自身が家庭内に感染症を持ち込まないために必要な知識を習得することを目的とし、全救急隊を対象に指導救命士による、新型コロナウイルス感染症に係る特別訓練を順次実施しております。この訓練を通じて職員の感染防止力の強化を図ることが、不安解消に繋がるものと考えております。

救急活動等で使用いたします感染防止資器材の現時点における保有状況につきましては、サージカルマスクを約38,000枚、高性能マスクを約10,000枚、感染防止ジャンパーを約1,400枚保有しております。

なお、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行状況により変動する可能性はございますが、今年度末までは対応することができると考えております。

◎議長(武田治敏)

14番、山根みちよ議員。

◇山根みちよ議員

ありがとうございました。救急搬送時における感染リスクは非常に高いと危惧されております。いったん職員が感染してしまった場合には、人員の確保が非常に難しく、消防機能そのものがまひしてしまう可能性も指摘されています。まだ完全に収束していない中で、救急活動現場において消防職員が憂いなく活動に従事できるよう、十分な量の感染防止資器材が確保されるよう要望して質問を終わります。

◎議長(武田治敏)

以上で、一般質問を終わります。

◎議長(武田治敏)

日程第6、報告第2号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

報告第2号、専決処分事項の報告について。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する必要があるからです。

次ページの専決第2号をお願いいたします。損害賠償額は、21万3,081円です。事故の概要は、令和2年4月27日、みよし市打越町地内で発生した救急事案に出動した救急車が、狭隘な交差点に進入時、障害物があったため救急車を後退させた際に、専用住宅の敷地内に駐車してある普通乗用車に衝突し、破損させたものです。過失割合は、当組合が100%ですので全額です。

報告第2号の説明は以上です。

◎議 長（武田治敏）

報告は終わりました。

ただ今の報告について、質疑はありませんか。

◇各議員

質疑なし

◎議 長（武田治敏）

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号、専決処分事項の報告については終了します。

◎議 長（武田治敏）

日程第7、議案第8号、令和元年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤会計管理者。

○会計管理者（近藤秀美）

会計管理者、近藤。

議案第8号、令和元年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。この案を提出するのは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるからでございます。

決算書に基づいて説明させていただきます。7ページをご覧ください。

歳入です。表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。

予算現額38億5,028万円に対しまして、収入済額は、38億5,697万5,272円となりました。前年度に比べ、1億8,425万9,540円、率にしまして5%の増加となりました。

続きまして、8ページをご覧ください。歳出です。同じく、表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額38億5,028万円に対しまして、支払済額は、37億9,814万9,997円となりました。前年度に比べ、1億8,055万723円、率にしまして5%の増加となりました。

9ページをご覧ください。先ほどの結果、歳入歳出差引額は、5,882万5,275円となりました。

次に飛びますが、50ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額38億5,697万5,272円、歳出総額37億9,814万9,997円で、歳入歳出差引額は、5,882万5,275円でございます。翌年へ繰り越すべき財源は無く、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の、5,882万5,275円となりました。

最後に55ページをご覧ください。基金です。財政調整基金の表、下段の合計欄のとおり決算年度中の増減額は、繰入金、基金運用利子、補正予算、平成30年度決算実質収支額を合算した、3,363万8,724円の減額です。決算年度末残高は、現金で1億1,556万9,068円となりました。

以上で、私からの令和元年度歳入歳出の概要説明とさせていただきます。

この後、決算事項別明細書及び主要施策報告書に基づきまして、総務課長及び総括次長から詳細な説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

引き続き決算事項別明細書にて、説明させていただきます。

12、13ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1分担金は、予算現額34億8,923万2千円、収入済額34億8,923万1,208円で、備考欄にありますように、尾三消防組合規約に基づいた各市町からの分担金であります。

款2使用料及び手数料は、電柱、自動販売機などの行政財産目的外使用料と消防関係申請手数料であります。

14、15ページをお願いいたします。

款3国庫支出金は、消防ポンプ車と救急車の更新事業に係る、消防防災施設整備費補助金で、2,799万7千円を収入とし、予算に対しては208万円の増となりました。

款4県支出金、450万4,362円は、豊田市で開催されたラグビーワールドカップの警戒対策補助金と、名古屋市の石油コンビナートに隣接する市町を管内とする関係から、火災等があった場合には出動対応することから、石油貯蔵施設立地対策等交付金を受けました。この交付金では消防用ホースを購入しております。

款5財産収入の主なものは、各署所の食堂に設置している自動販売機の庁舎等賃

貸料と消防車、救急車及び連絡車を売却処分した、物品売払収入であります。

16、17 ページをお願いいたします。

款7繰入金は、財政調整基金からの繰り入れで7,824万792円となります。

款8繰越金は、前年度繰越金で5,511万6,458円となります。

款9諸収入の主なものは、構成市町や県消防学校に派遣している職員6名分の人件費負担金4,928万5,515円、高速道路の救急業務に関する支弁金390万7,350円などとなります。

18、19 ページをお願いいたします。

款10地方債の1億3,400万円は、車両更新事業、指令システム部分更新事業のための借り入れであります。

歳入の説明は以上です、続いて歳出の説明をさせていただきます。

20、21 ページをお願いいたします。

款1議会費は、組合議会の開催・運営に要する経費で、支出済額130万3,760円で執行率は91.17%となります。

款2総務費の、目1一般管理費は、事務用機器や電算システムの運用管理、上部団体負担金など渉外などに要する経費で、支出済額4,061万2,152円で執行率は94.21%となります。

経常的な経費以外の支出では、損害賠償請求訴訟弁護士委託料113万9千円、第8次消防力整備計画策定業務委託料659万4千円などとなります。

24、25 ページをお願いいたします。

目2人事管理費は、職員の給与や手当、共済組合、退職手当組合負担金、職員研修などに要する経費で、支出済額30億7,762万1,600円で、執行率は99.13%となります。節3職員手当等に不用額が2,515万5,818円ありますが、救急出場件数が11,960件と、前年より133件少なくなるなど、当初予算編成時での想定より少なかったこと、また台風などの自然災害に伴う職員招集も少なかったため、特殊勤務手当、時間外勤務手当などが不用額となったものであります。

26、27 ページをお願いいたします。

節9旅費は不用額128万106円、執行率は80.65%ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種研修、実習、式典等が中止になった影響によるものであります。

目3会計管理費は、出納室での会計事務処理に要する経費で、支出済額14万5,033円で、執行率は77.56%となります。

目4財産管理費は、この尾三消防本部の施設等の維持管理、光熱水費及び総務課で発注する各署所の修繕に要する経費と積立金で、支出済額9,247万5,688円で、執行率は96.25%となります。

30、31 ページをお願いいたします。

31 ページ、上から2段目をご覧ください。

節25積立金は、補正予算第4号で増額補正しました財政調整基金への積立金4,460万2,068円が大半を占めております。

項2 監査委員費は、監査委員の委員活動に要する経費で、支出済額 16 万 390 円で執行率 90.62%でございます。

次に、令和元年度主要施策報告書により、主な施策の成果及び予算執行の実績について、ご説明いたします。

主要施策報告書の1 ページの総括の下から3 行目をご覧ください。

令和元年度は、第8 次消防力整備計画を着実に推進することを使命に、中長期的な視点から署所への人員・車両配置の再編など、広域化により得られた消防力を最大限に活用し、いかなる情勢下においても、住民の信頼と期待に確実に応え、安全・安心を守っていくため、各事業の必要性、緊急性及び費用対効果を考慮して慎重に精査すると共に、予算編成に係るガバナンスを強化し各施策を実施したものです。

2 ページをご覧ください。

歳入歳出決算の状況ですが、先ほどご説明した決算と重なります。また、この後、他の款の決算状況を説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

3 ページをご覧ください。

(3) 前年度比決算額のうち、前年度比の差が大きいものにつきまして、ご説明いたします。

ア、歳入のうち、款3 国庫支出金の皆増は、消防ポンプ自動車、救急車各1 台を購入した際に、消防防災施設整備費補助金が交付されたものです。

款9 諸収入は、市町への派遣職員が減員となり、負担金が減額したことによるものです。

イの歳出では、款3 消防費は、車両5 台、指令システム等の更新事業により増大したためです。

4、5 ページをご覧ください。

節別歳出決算につきましては、決算説明書記載の歳出の款項目節ごとの金額と同額でございます。

次に6 ページをお願いします。

3 の主な事業についてご説明いたします。

(1) 組合議会の状況は、議会を4 回開会し、23 件をご審議いただきました。

(2) 監査の状況は、例月出納検査など16 回実施していただきました。

次に7 ページ(3) 工事等の執行状況です。

100 万円以上の工事と30 万円以上の委託業務について掲載しております。委託事業は40 件ございます。

次に、(4) 刊行物等発刊の状況は、記載の2 種類を作成配布いたしました。

8 ページをお願いします。

(5) の福利厚生事業は、記載の2 事業を実施いたしました。

次に、(6) 職員の教育・研修の状況は、消防職員として必要な高度な専門知識、消防技術の向上を図るため、消防大学校や愛知県消防学校などに、また救急救命士を養成するため、各地の救急救命士研修所に入校させました。また、地方公務員と

しての資質向上をはかるため、愛知県市町村振興協会などの各種研修に、延べ96名を参加させました。

次に9ページをお願いします。

(7) 会計管理の状況は、出納室において、現金の出納・保管、現金及び財産の記録管理等を行い、適正な会計事務処理に努めました。令和元年度における支出・出納事務の件数は記載のとおりであります。

少し飛びますが、18・19ページをご覧ください。

18ページの地方債ですが、決算説明書にて説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

19ページ、6その他の事項の(1)職員の状況は、構成市町からの派遣受入職員、再任用職員を含め、351名で前年と同数でございます。

20ページをお願いします。

(2) 車両等の配置状況は、総台数78台で前年より1台減っておりまして、第8次消防力整備計画に基づく車両更新計画により実施いたしました。

款3消防費からは、次長が説明をさせていただきます。

◎議長(武田治敏)

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長(山田孝明)

次長兼予防課長、山田

引き続き、款3の消防費について説明させていただきます。

決算書30、31ページをお願いします。

最初に款3項1目1消防費は、消防車・救急車の購入、修理・点検といった、車両等の更新や維持管理費、また、救急救命士の養成などに要する経費が主なもので、支出済額2億8,332万253円で、執行率は97.18%となります。

34、35ページをお願いします

目2予防費は、火災予防の啓発や消防フェスタなどのイベント開催運営、住宅用火災警報器の設置推進や、高齢者の住宅防火安全対策に係る通信運搬費など、火災を予防するために要する経費が主なもので、支出済み額610万3,403円で、執行率は95.37%となります。

36、37ページをお願いします。

目3指令費は、指令機器の保守点検委託及び指令システムの部分更新委託料が主なもので、支出済額2億2,682万9,668円で、執行率は99.57%となります。

38、39ページをお願いします。

目4特別消防隊費は、空気ボンベや医療用酸素ボンベの耐圧試験料、車両に装備されたクレーンや重機の点検委託料が主なもので、支出済み額210万425円で、執行率は90.81%となります。

40ページをお願いします。

目5の日進消防署費から、47ページ目12長久手消防署費までの各消防署、出張所費につきましては、いずれも消耗品や車両燃料費、光熱水費といった経常的な経費が主なもので、執行率は長久手消防署費の85.34%から東郷消防署費の93.40%となります。

次に主要施策についてご説明いたします。

主要施策報告書9ページをお願いします。

(8)の消防業務の状況は、消防車や救急車など車両の更新や各資器材の整備の状況、各種災害出動の状況、救急救命士の養成をはじめとする救急関係業務の状況など、実績は10ページまでに記載のとおりです。

11ページをお願いします。

(9)の予防業務の状況は、住宅用火災警報器の設置促進、地域住民や事業所、さらには幼少期から高齢者まで、世代ごとを対象とした防火意識の向上を図るための各事業、火災予防運動にかかる啓発や防火広報会など、実績は13ページまでに記載のとおりです。

14ページをお願いします。

(10)の通信指令業務の状況は、出動別の覚知内訳、専用システムを利用した出動件数の内訳で、実績は資料のとおりです。

15ページをお願いします。

(11)の警防業務の状況は、地震や風水害など自然災害を想定した大規模訓練、多数の負傷者が同時に発生した場合の集団救急対応訓練など、各種訓練の実績は16ページまでに記載のとおりです。

私からの説明は以上です。

款4公債費以降は総務課長が説明いたします。

◎議長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

決算書に戻って、公債費、予備費と財産に関する調書、地方債等について説明させていただきます。

48、49ページをお願いいたします。

款4公債費は、元金と利子で支出済額2,802万1,439円、4件分の償還額となります。個々の内容につきましては、54ページの地方債でご説明いたします。

款5予備費につきましては、支出はございませんでした。

51ページをお願いいたします。財産に関する調書です。(1)の建物及び土地については、増減はございません。

52、53ページをお願いいたします。

(2)車両及び消防用主要機器材等です。掲載は主要な資器材とさせていただきます。広域化による車両更新の見直しにより、タンク車及び事務連絡車をそれ

ぞれ1台減らしました。救急車は前年度において12台体制となっておりましたが、13台体制に回復しております。

54ページをお願いいたします。

48、49ページの公債費の説明で触れました、地方債の一覧表でございます。記載にありますように、償還額の合計は4件分で2,724万3,798円、新規借入額は3件分の1億3,400万円でしたので、令和元年度末現在高は7件で1億8,626万9,017円となっております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ここで決算審査結果の報告をお願いします。

柘植監査委員。

○監査委員（柘植豊彦）

代表監査委員の柘植でございます。

議長のご指名がございましたので、令和2年7月21日に行いました令和元年度一般会計の決算につきまして、監査委員を代表いたしまして、審査の概要を述べさせていただきます。

この決算審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より決算審査に付されました令和元年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況につきまして、長久手市議会議員の岡崎つよし委員と共に審査を行ったものです。

決算総額は、歳入が38億5,697万5,272円、歳出が37億9,814万9,997円で、実質収支額は5,882万5,275円でした。決算額の審査にあたりましては、提出されました一般会計歳入歳出決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるかなどを主眼に置き、関係諸帳簿及び関係書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を求め、実施をいたしました。

審査の結果ですが、決算書類は法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められました。また、基金の運用状況もその計数は正確であり、基金条例に基づき管理運用されているものと認められました。

次に意見を申し上げます。尾三消防組合は広域化後3年目を迎えましたが、初動体制の強化を始めソフト、ハードともに、消防力の充実・強化が図られているところ です。今後とも、地域住民が安心して安全に暮らせるよう、引き続き消防広域化のメリットを十分に生かした消防・救急・救助体制の充実、強化に努めていただきたい。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本組合を構成する市町の財政状況は厳しくなっており、より効率的かつ効果的な行財政運営が求められており、本組合も例外ではありません。各年度の当初予算は、各種の消防資器材の整備計画に基づいて予算要求することが基本ではありますが、予算化するに当たっては、構成市町の一般財源であることを一層意識して対応していただきたいと思っております。

また、事務局、消防本部、消防署、出張所全ての所属においては、なお一層の経費節減を図っていただきたい。

以上が決算審査及び意見の趣旨ですが、詳細につきましては、お手元の決算審査書の記載のとおりでございます。

最後に、職員の安全管理並びに健康管理に留意され、また消防としての知識や技術に対する更なる育成等を行い、地域住民の安心安全のため、尽力されるようお願いいたします。

以上で、決算審査の監査報告を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

会議の途中ですが、ただいまから 10 時 55 分まで休憩とさせていただきます。

（午前 10 時 50 分休憩）

（午前 10 時 55 分再開）

◎議長（武田治敏）

会議を再開します。

これより、議案第 8 号に対する質疑を許します。

お諮りします。

質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は、15 分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

9 番、ふじえ真理子。

議案第8号、令和元年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、4点お聞きしてまいります。まず、最初の1点目、財政調整基金と地方債について伺います。先ほどのご説明にもありましたが、令和元年度決算状況、基金の現在高1億1,556万9,068円と、地方債の年度末現在高1億8,626万9,017円ということでしたが、当組合において、基金と地方債についての方針はどのようになっていますでしょうか。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。
近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

ただ今の、基金と地方債の方針というお尋ねでございますが、財政調整基金につきましては、尾三消防組合財政調整基金の設置及び管理に関する条例及び地方財政法の規定に基づきまして、基金を積み立て、処分しています。車両などの故障で緊急的な費用が生じたときに繰り入れをし、支出できるようにするため、各構成市町のご了解の下、約1億円をめどに積み立てをしています。1億円を超える部分は、償還金の繰り上げ償還や予算への繰り入れなど、構成市町と協議した上で、必要が生じた際に取り崩して財源とするという方針であります。

地方債については、年度間の費用と世代間の負担を平準化するという機能がございますので、おおむね5,000万円を超える車両購入などの必要資金について、起債による資金調達を検討しています。後年に公債費が肥大化していかないよう、将来の公債費額を考えながら、貸出利率の低い資金調達先からの借り入れをするといった方針で運営としています。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

2点目の住宅用火災警報器の設置促進について、主要施策報告書の11ページにあります。決算年度末現在の設置率と条例適合率をそれぞれお答えください。

◎議長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

令和元年度末における当組合管内の住宅用火災警報器の設置率は84%、条例適

合率は64パーセントでございます。参考としまして、愛知県全体では設置率81% 条例適合率61パーセントとなっております。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

今、84パーセント64パーセントとお答えいただきました。前年度と比較してどうであったのかと、構成市町5市町の設置状況が分かればお願いいたします。

◎議長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

前年の平成30年度は、設置率は80パーセント、条例適合率は63パーセントでありましたので、比較いたしますと、設置率で4パーセント、条例適合率で1パーセントの上昇を認めました。

また、各市町別では、豊明市設置率80パーセント、条例適合率は62パーセント、日進市設置率79パーセント、条例適合率は56パーセント、みよし市設置率81パーセント、条例適合率は55パーセント、長久手市設置率93パーセント、条例適合率80パーセント、東郷町設置率86パーセント、条例適合率72パーセントとなっております。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

同じく住宅用火災警報器のことになりますが、設置が義務化されて10年以上経っています。消防庁のホームページを見ますと、10年経つと電池切れのため作動しないということが何パーセントかあるということですが、設置から10年を経過した住宅用火災警報器の対応については、どのように取り組んでいらっしゃいますか。

◎議長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

住宅用火災警報器は、火災予防条例におきまして、平成 20 年 6 月 1 日から全ての住宅への設置が義務化されております。この警報器は電子部品の寿命や電池切れから火災を感知しなくなる恐れがあるため、10 年を目安に交換が推奨されております。当組合では平成 28 年度から各広報会などのイベントや広報紙、ホームページを活用しまして、器機の点検や交換についても啓発してまいりました。

また、平成 30 年度には、東邦ガス株式会社と火災予防広報等の連携協定を締結し、関連する事業所へのポスター配布及び社用車を利用し、マグネットシートでの広報も実施しているところでございます。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

前年度と比べて設置率も向上しているということで、ご努力されていることがうかがえますが、主要施策の方で設置率 100 パーセントを目標と書いてあります。今後、率を上げるためには、付いていない所、適合していない所を無くしていくことだと思うのですが、地図上で 1 件 1 件塗りつぶしていくというような考えはあるのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

新築住宅につきましては、平成 18 年 6 月 1 日から設置が義務付けられましたので、以降に新築された住宅につきましては、各消防署に保管されておりました建築申請書により、住宅地図への転記はいたしました。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

設置率 100 パーセントを目指していただきたいと思います。

3 点目の救急救命士の養成についてです。主要施策報告書の 10 ページに書いてあります。令和 2 年 3 月末時点で 73 名の救急救命士が活動しているとのこと。第 8 次消防力整備計画を作った当時は現在値 76 名と書いてあります。人数が増えることがあっても、減るのはどうしてかということで、この差異についてと、気管挿管救命士の養成の元年度実績をお答えください。

◎議 長（武田治敏）
酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

救急救命士の資格を有します職員が昇任・昇格により管理職となったことに伴いまして、救急救命士としての運用を取り止めたことによるものでございます。

また、気管挿管救命士につきましては、令和元年度中に2名養成いたしました。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

気管挿管救命士は、消防力整備計画を見ますと、計画を作ったときは18名と記載がありますが、令和元年度中に2名養成されたということで、何名になったのでしょうか。また、令和元年度に気管挿管救命士の実施実績がありましたらお答えください。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

第8次消防力整備計画に記載があります、現場で活動している気管挿管救命士の現在値18名につきましては、平成30年4月1日の人数であり、平成30年度中に2名養成し、令和元年度中も同数の2名養成いたしておりますので、気管挿管救命士につきましては、計22名となります。

なお、令和元年度中における気管挿管の実施件数につきましては、1件でございます。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

最後4点目です。救命率についてと書きました。管内におけるドクターカーとドクターヘリ、それぞれ元年度中の出動回数はどうであったか。また、その効果についてはどのようにとらえていますか。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

当消防本部では、119番受信時に重症であると判断した場合に、ドクターカーまたはドクターヘリの出動を要請しております。令和元年度中におきましては、ドクターカーの要請が92件、ドクターヘリの要請が23件でした。

ドクターカー及びドクターヘリで現場に駆け付けた医師により、早期の緊急的な処置が実施されることによる効果は多大であると考えております。今後につきましても積極的に要請し、ドクターカー及びドクターヘリとの連携強化に努めてまいります。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

今、ドクターカーとドクターヘリの件数をお聞きしましたが、この中で要請しても出動できなかった件数はそれぞれどのくらいあるのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

当消防本部の要請に対しまして、出動できなかった件数につきましては、当該年度中におきましてドクターカーが32件、ドクターヘリが3件でございます。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

ドクターカーが3割ほど、ドクターヘリが1割ほど出動できなかったということです。その理由と、救命率とか搬送された後の3カ月後の生存率とか、そういった分析していくための指標として可視化していく考えは今後ありますか。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

当消防本部が把握しているところでは、ドクターヘリが他事案に出動中と天候不

良、そしてドクターカーが同じく他事案に出動中と担当ドクターが不在、ということをおかかっています。

また、今後の検証というお話であります、ドクターヘリ及びドクターカーで取り扱った全ての事案が心肺停止事案ということではございませんので、それにつきまして救命率等の比較、統計をすることはなかなか難しいと考えております。

当消防本部といたしましては、ドクターヘリ、ドクターカーを含めました全ての心肺停止事案につきまして予後調査を実施しております。その結果を検証し、今後の救急業務に活かしてまいるところでございます。

◎議 長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第8号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。議案第8号、令和元年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

日程第8、議案第9号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第9号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

この案を提出するのは、国において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、令和2年3月18日に防疫等作業手当の特例が定められたことを受けまして、当組合においても消防活動における職員の不安と負担を軽減することを目的に、特殊勤務手当を支給するため、本条例の一部を改正する必要があるか

らです。

1枚、資料をめくってください。

尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表の支給の範囲をご覧ください。（2）の次に、（3）として新型コロナウイルス感染症の傷病者に接触し、消防業務に従事した者に、支給額である、1日3,000円を手当てする案でございます。なお、摘要にありますように、消火や救急に出動した手当1回200円と併給できることとします。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとします。

議案第9号の説明は以上でございます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

9番、ふじえ真理子。

議案第9号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてお聞きします。1点目の、6月28日以降、これまでに7件の陽性者搬送の事案があったとのことですが、どのようなケースでしたか。

先ほどの一般質問の答弁でも触れられていました。もし、それより詳しくお話できるのであればお願いいたします。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

先ほどの一般質問と同じ答弁となります。よろしくお聞きいたします。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

防疫等作業手当の特例の運用状況についてお聞きします。県内自治体や一部事務

組合の、この制度の創設状況はどうなっていますか。

◎議長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

県が行いました7月7日時点での、防疫等作業手当特例の創設の有無について、調査がございましたので、その結果に基づいて回答させていただきます。

53 市町村と一部事務組合が49 団体、広域連合1 団体を調査対象としておりますが、一部事務組合等についての消防部門に限って報告させていただきます。一部事務組合については消防業務を担当している団体が県内に8 団体あります。特例の創設を決定していますのは、衣浦東部広域連合、1 団体となります。検討中としていますのは、当尾三消防組合を含め、4 団体、予定無しは3 団体となっています。

また、手当の金額につきましては、特例を創設すると回答したほとんどの団体は、国が例示しています1 日3,000 円に準拠した形となっています。

◎議長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

救急搬送時の感染予防対策、新型コロナウイルス感染症に特化した形での予防対策です。先ほど一般質問で触れられておりますが、さらに詳しいお話ができましたらお願いします。

◎議長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

こちらにつきましても、先ほどの一般質問と同様の答弁となりますのでよろしくお願いたします。

◎議長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第9号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。議案第9号、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第9、議案第10号、令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第10号、令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の3ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,882万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億7,903万7,000円とするものであります。

補正予算説明書10、11ページをご覧ください。歳入の款8項1目1繰越金は、前年度繰越金を一般会計へ繰り入れるものであります。

12、13ページをご覧ください。

歳出の款2総務費、節24積立金は、説明欄にありますように財政調整基金に4,882万5,000円を積み立てるものであります。

次に、款5予備費は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のために、予備費から充当して資器材の購入を進めていますが、当初予算の500万円をほぼ執行済みという状況でございます。年度後半期での新型コロナウイルス感染症対策の資器材購入への備えとして500万円と、もともとの車両等修繕の発生に充当する分500万円の、計1,000万円を補正増するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

9番、ふじえ真理子。

一般質問で答弁ありました、ジャンパーやサージカルマスク、あと高性能のマスク、それぞれの枚数はうかがっているのですが、この補正後の予備費を充当して、購入予定の資器材はどのようなものなのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

今後計画を進めていくところではございますが、救急車内における飛沫感染防止対策といたしまして、全ての救急車の運転席側と処置室側の間に間仕切りを設置する予定です。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、今後の予測が困難でありますので、不測の事態の場合には、感染防止資器材を購入することとなります。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

サージカルマスクとN95マスクの使い分けについて、簡単にご説明をお願いします。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

119番受信時または現場において、発熱、息苦しさ、体のだるさなど、新型コロナウイルス感染症に関するキーワードを確認した場合は、高性能であるN95マスクを着用し、それ以外の場合にはサージカルマスクの着用が基本となります。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

品薄のときには単価契約によらず購入せざるを得なかったことは理解できますが、今後、下半期に物品購入するにあたり、競争性の確保はどのように図られる予定でしょうか。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

現在は少しずつではありますが、単価契約による救急資器材につきましては納入されるようになってまいりました。しかしながら、契約業者からは、安定した供給の目途が立たない部分もあるとの情報を得ております。

今後につきましては、納入が困難な資器材は、現状と同様に同等の性能を有するものの購入を検討することと併せまして、医療系以外の業種からも納入可能な業者を選定し、価格に加え性能面においても比較することにより競争性の確保に努めてまいります。

◎議 長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 10 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第 10 号、令和 2 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

◇各議員

（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要する

ものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

(異議なしの声)

◎議長(武田治敏)

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(武田治敏)

日程第10、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者(井俣憲治)

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、議決をいただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。また、柘植豊彦監査委員におかれましては、決算審査報告ありがとうございました。今後ご指導を賜りますようお願いいたします。

さて、猛暑も一段落し、朝夕めっきり涼しくなってきました。大変、体調管理が難しい季節でもあります。議員諸氏におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎議長(武田治敏)

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。

先ほどは、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

井俣管理者をはじめ、当局の皆さまには、議決しました議案の適切な執行をお願いいたします。

議員各位におかれましては、議員活動などご多用かと存じますが、くれぐれもご自愛をいただき、消防行政の推進にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎議長(武田治敏)

これもちまして、令和2年10月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

●書記長（廣瀬敏文）

ご起立を、お願いいたします。

一同、礼。ご着席下さい。

（閉会 午前 11 時 27 分）

上記議事録が正確であることを署名する。

令和2年10月16日

議 長

武田 治敏

議事録署名者

ながじま和代

議事録署名者

山田 けんたろう